

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和6年3月29日

横手市長 高橋 大

### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
横手市5地域（横手・平鹿・雄物川・大森・大雄）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和6年3月29日
3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 187 経営体  
個人 1,858 経営体  
集落営農 58 経営体
4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではないため、育成する必要がある。
5. 地域農業の将来のあり方  
(1) 将来の農地利用のあり方  
今ある担い手を中心に農地を集積し、そこに青年就農者が参加していくことが必要である。  
(2) 今後の地域農業のあり方  
経営の複合化や新たな作物の導入に取り組む。
6. 農地中間管理事業の活用方針  
農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。また、農業をリタイヤまたは経営転換する人は原則として農地中間管理機構を活用する。